

※研究会での円滑な議論に資するため、総務省プランの項目等を踏まえ、想定される論点を事務局において整理したものであり、今後の議論に応じて適宜見直しを行う。

○地域における多文化共生推進の必要性、意義

- ・ 多文化共生施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな視点の追加や現状に合わせた内容の更新等を図る必要がある点はあるか。

○地域における多文化共生施策の基本的考え方

- ・ 平成18年(2006年)に策定された「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」の3つの柱について、多文化共生施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、どのように考えるか。
- ・ 平成29年(2017年)に作成した「多文化共生事例集」で新たな視点として追加した「地域活性化やグローバル化への貢献」等を追加することも考えられるのではないか。

○地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策について

【全般的事項】

- ・ 昨年度策定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、新たに取り組むこととされた地方関連施策（一元的相談窓口等）を盛り込む必要があるのではないか。
- ・ 国・地方の役割分担を踏まえた上で、地域が自主的・主体的に取り組むべき施策としては、どのようなものが考えられるか。
- ・ 近年多文化共生に係る指針・計画等を策定又は改訂した地方公共団体において、新たな視点は盛り込まれているか。
- ・ 多言語翻訳などのICT技術の進展を踏まえた施策を盛り込む必要があるのではないか。

【(1)コミュニケーション支援】

- ・ 「②日本語及び日本社会に関する学習支援」は、「日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)」の施行なども背景に一層重要性が高まっており、「(2)生活支援」における日本語教育と併せて整理する必要があるのではないか。

具体的な検討項目（事務局案）②

【(2)生活支援】

- ・ ①居住、②教育、③労働環境、④医療・保健・福祉、⑤防災それぞれの項目において、国の現行の取組を踏まえた内容の充実が必要ではないか。
その際、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」との整合性を図る必要があるのではないか。
- ・ 特に、⑤防災については、近年災害が頻発していることから、地域国際化協会等の役割も踏まえつつ、多言語支援センターの設置、地域国際化協会連絡協議会における災害時の広域支援協定、災害時外国人支援情報コーディネーターといった取組について盛り込むべきではないか。
併せて、地域防災計画における位置づけについても検討が必要ではないか。
- ・ 今年度新たに創設された在留資格「特定技能」に係る受入れ機関や登録支援機関等の民間団体、公益法人、住民組織等と地方公共団体における連携・調整等についても整理する必要があるのではないか。

【(3)多文化共生の地域づくり】

- ・ 近年の地方公共団体における具体的な取組を踏まえた記述について、検討する必要があるのではないか。
- ・ 平成29年に作成した「多文化共生事例集」で新たな視点として追加した「地域活性化やグローバル化への貢献」等を追加することも考えられるのではないか。(再掲)

【(4) 多文化共生の推進体制の整備】

- ・ これまでの地域での多文化共生推進に係る取組等を踏まえて、都道府県や市区町村の役割について見直しが必要な部分はあるか。
- ・ 今年度から、優良事例の横展開を図るための取組として、「多文化共生アドバイザー制度」や「多文化共生地域会議」の取組を実施しており、これらについても盛り込むこととしてはどうか。